



『一人親方様』は 労災保険に特別加入しないと 現場労災が適用されません！ (現場に入れません！?)

国交省は、平成29年度以降において、社会保険等未加入業者との工事契約、現場への入場を認めない方針を打ち出しています。
また、元請企業は使用者責任に基づき、一人親方の労災保険加入を重視しています。

一人親方の事故は元請労災の適用外

建設業では、工作中(通勤途中)に協力会社(下請)の労働者がケガを負った場合に、労働災害の補償を元請企業が行うことになっています。

しかし、一人親方は個人事業主である為、元請の労災保険を受けられません!!

一人親方が労災保険の給付を受ける為には、労災保険に特別加入をする必要があります。

一人親方の特別加入には共済会への加入が必要

法律上、一人親方は労災保険に単独で加入することが出来ず、一人親方団体を通しての加入となります。

建設業界の法令遵守のご要望にお応えする為、平成24年11月地域に先駆けて**埼玉南建設業共済会**を立ち上げました。

埼玉南建設業共済会を通して特別加入しておけば
・仕事上のケガは自己負担なしで治療が受けられます。
・仕事が出来ない場合でも休業補償が受けられます。

労災保険の複雑な加入手続きや保険申請は、安価で共済会が代行します。



入会金：6,000円
年会費：12,000円

給付基礎日額	年間保険料
3,500円	21,718円
4,000円	24,820円
5,000円	31,025円
6,000円	37,230円
7,000円	43,435円
8,000円	49,640円
9,000円	55,845円
10,000円	62,050円
12,000円	74,460円
14,000円	86,870円
16,000円	99,280円
18,000円	111,690円
20,000円	124,100円
22,000円	136,510円
24,000円	148,920円
25,000円	155,125円

※年度の途中からの加入・脱退が可能です。

切り取らずこのままFAXしてください。

お申し込みはQRコードをご利用いただくか、お電話またはFAXにて下記までお問い合わせください。

埼玉南建設業共済会 (JR 川口駅 西口2分)

〒332-0015 埼玉県川口市市川口3-2-1 リブレ川口一番街二階 (埼玉南社会保険労務士法人 内)

TEL 048(241)5116

FAX 048(241)5115



お気軽に
どうぞ!

お名前

ご住所

TEL

Email

ご相談内容等、ご自由にご記入ください。

個人情報に関する取扱いについて／記載されたお客様の情報は労働社会保険諸法令・関係情報の手続、連絡に使用します。法令に定める場合のほか、お客様の承諾なしにほかの目的に使用しません。
また、送付等の際、弊社が個人情報管理について事前調査した上で契約したダイレクトメール発送代行会社に発送データとして委託することがございます。同意の上ご送付下さい。

法令順守が大前提に時代になっております！！

以下を、満たさないと請負工事ができない場合があります。

- 建設業者様：法人は社会保険の適用が必要です。（下記）
- 社長様：労災保険の加入は中小企業の特別加入が必要です（別紙）
- 一人親方様：一人親方組合の特別加入が必要です（裏面）

建設業者社会保険未加入の場合

平成24年7月
経営事項審査の
減点が拡大されます。

最大120点の減点!!

・「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の
項目について未加入の場合、**40点ずつ減点**となる。



平成24年11月
許可申請書に、
保険加入状況を記載
した書面の添付が必
要となります。

保険加入状況を記載した書面の添付

・国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、
未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。



平成24年11月
施工体制台帳に、
保険加入状況の
記載が必要となりま
す。

施工体制台帳に、建設業者及び 協力会社(下請)の保険加入状況を記載

・協力会社(下請)は、再協力会社(下請)の保険加入状況を特定建設業者に通知。
・国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の
確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、
元請企業による協力会社(下請)への指導状況の確認を実施。

平成25年度
法人登記情報を活
用し未加入企業の把
握します。



協力会社様、
下請業者様は
社会保険に加入
されていますか?!

公共事業が
受注出来なく
なるかも?

平成29年度



大臣許可業者の100%加入、
未加入者の工事現場からの
排除



代表の 寺田美津司 は、
工学部・建築学科
出身の社労士です。

加入証は、
入金確認後
1週間程度で

社会保険加入・労災保険のご相談は、建設業に詳しい
埼玉南 社会保険労務士法人 へ

ご相談

埼玉南 社会保険労務士法人

TEL 048(241)5111

E-mail: info@terada-sr.jp

ご案内

埼玉南建設業共済会

TEL 048(241)5116

FAX 048(241)5115

一人親方の労災保険特別加入が出来ます。

E-mail: smkk@terada-sr.jp